

第120回 定時株主総会招集ご通知

開催日時：2022年5月26日（木曜日）
午前10時（開場：午前9時30分）

開催場所：佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
当社本店

決議事項：第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件

■ 新型コロナウイルスに関するお知らせ ■

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会の会場へのご出席をお控えいただくことをご検討いただき、書面またはインターネットによって事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会会場においては、感染拡大防止のための措置を講じさせていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

■ お知らせ ■

ご出席株主様へのお土産の配布は本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

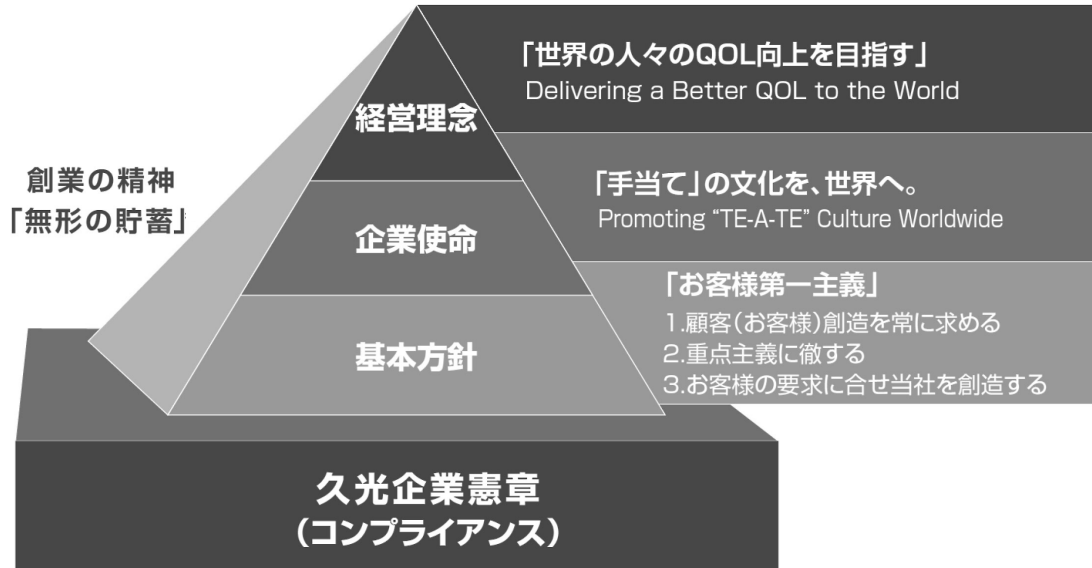
目次

第120回定時株主総会招集ご通知	2
（添付書類）	
●事業報告	5
●計算書類	20
●監査報告書	40
●株主総会参考書類	48

経営理念と企業使命

当社は創業以来、貼付剤の研究開発、製造、販売を通して世界中の人々のQOL向上を目指してまいりました。その中には、大切な人に手を添え心を込めて癒す、「手当て」の思いが含まれておりました。これからは貼付剤に留まらず、様々な商品、サービスなどを通じて世界中の人々へ思いやりに溢れた「手当て」の文化を広げる活動を展開していく為、新たな企業使命、～「手当て」の文化を、世界へ。～のもと企業活動を展開してまいります。

久光製薬 経営指針



証券コード 4530
2022年5月2日

株 主 各 位

佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
久光製薬株式会社
代表取締役社長 中 富 一 榮

第120回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を使用することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次頁の記載に従って議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 佐賀県鳥栖市田代大官町408番地 当社本店
（後掲の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第120期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第120期連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役10名選任の件（会議の目的事項の内容等は、次頁以下に記載のとおりです。）

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い
申し上げます。

開催日時 2022年5月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよ
うご返送ください。

行使期限 2022年5月25日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネットによるご行使




当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、
行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照くだ
さい。

行使期限 2022年5月25日（水曜日）午後5時送信分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時）

- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものといたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

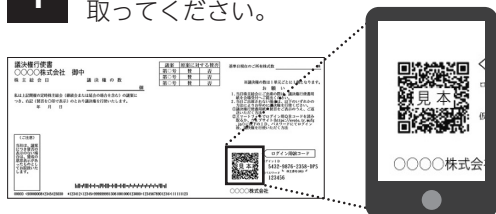
 当社ウェブサイト：<https://www.hisamitsu.co.jp/>

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

議決権行使プラットフォームについて

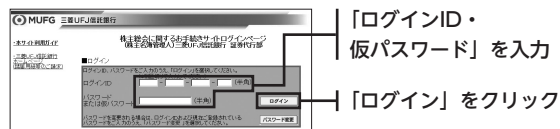
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

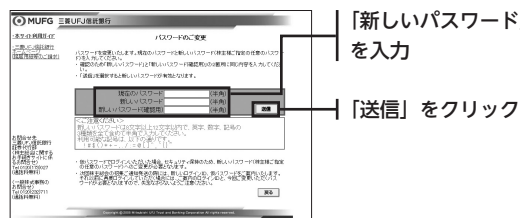
議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

事業報告

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、前年度に引き続いて新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大が社会経済に大きな影響を及ぼし、先行き不透明な状況が続きました。

国内の医療用医薬品事業につきましては、2021年4月に初めて実施された薬価の中間年改定や、継続的な医療費抑制策の推進による影響を受け、一層厳しい環境下で推移しました。

このような状況の中で、当社は、重点商品の経皮吸収型貼付剤を中心に事業活動を行い、デジタルマーケティングを効果的に活用しながら医療関係者のニーズに的確に対応した学術情報活動を展開しました。

国内の一般用医薬品事業につきましては、厳しい販売競争が続く中、新商品を発売し、店頭・デジタルマーケティングの双方を活用しながら販売促進に努めました。

研究開発活動につきましては、全身性及び局所性の経皮吸収型貼付剤やマイクロニードル技術などの新たな基盤技術の開発に資源を集中し、国内及び海外向けの医薬品開発に邁進しました。

また、海外子会社であるノーベン ファーマシューティカルズ社（以下「ノーベン社」といいます。）との研究開発活動において、人事交流を含めた連携を強化し、迅速化に努めました。

生産環境面につきましては、九州本社、宇都宮工場において、環境マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO14001」、労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO45001」の認証事業所として、地球環境の保全及び従業員の健康と安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

宇都宮工場では、清原工業団地スマエネ事業に参画し、経済性向上と単独事業所では実現が難しい約20%の省エネと約20%のCO2排出の削減を実現しました。

本事業は、需要状況の異なる異業種複数事業所（3社7事業所）の電力と熱（蒸気と温水）を合わせて供給する取り組みは、内陸型工業団地において、国内初の「工場間一体省エネルギー事業」となります。

本取り組みに加え、エネルギー安定供給によるレジリエンスの向上、地方創生にも貢献する事例として高く評価され、2021年度省エネ大賞の省エネ事例部門において「経済産業大臣賞（共同実施分野）」を受賞しました。

当社は、環境と労働安全衛生を管理するために、EHS管理委員会及び安全衛生委員会を設置し、これらの委員会を統括管理するため、統括EHS管理責任者を設置しています。定期的に委員会を開催し中期目標設定及び実績報告、リスクと機会の抽出、マネジメ

ントシステムの運用等について協議しEHSの効率的な運用に努めています。

社会貢献活動につきましては、企業と従業員が一体となって活動しており、歳末の海外たすけあい募金活動への参加や、マッチングギフト制度「久光製薬株式会社ほっとハート倶楽部」を通じて44団体への活動支援などを行いました。

また、令和3年8月大雨災害に対して、日本赤十字社を通じて義援金及び当社商品の無償提供による支援を行いました。

さらに、「久光製薬オリジナル～みんなに、エールを。～ニッポンを元気に！東京2020応援キャンペーン」を2021年6月から4ヵ月間実施し、応募いただいた方の中から抽選で合計2,020名様に当社オリジナルの47都道府県応援グルメカタログや東京2020グッズ等の賞品をプレゼントしました。また、本キャンペーンでは、公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)ならびに公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC)の活動を応援するため、応募1件につき10円を当社からご応募いただいた皆様の応援の声として、贈呈しました。

女子バレーボールチーム「久光スプリングス」は、令和3年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会において2大会ぶり9度目の優勝(平成18年度天皇杯・皇后杯第55回黒鷲旗全日本バレーボール選手権大会を含む)を達成したほか、久光スプリングスのコーチとトレーナーが子供の発達・発育に合わせて実技指導を行うスプリングスアカデミーの開校、佐賀県や兵庫県を中心に開催したバレーボール教室等を通じて、地域社会にも貢献しています。

当社は「医薬品事業」のみを報告セグメントとしており、業績は次のとおりです。

【医薬品事業】

当連結会計年度の国内の医療用医薬品事業につきましては、今年度に初めて実施された薬価の中間年改定や継続的な医療費抑制策の推進による影響もあり、先行きが不透明な環境下で推移しました。

このような状況の中、当社は、経皮吸収型貼付剤を中心として、デジタルマーケティングを効果的に活用しながら、医療関係者への適正かつ、きめ細やかな学術情報活動、すなわち有効性・安全性に関する情報の提供・収集活動を展開するとともに、ケトプロフェン含有の経皮鎮痛消炎剤「モーラス[®]テープ」及び「モーラス[®]パップXR」、経皮吸収型エストラジオール製剤「エストラーナ[®]テープ」、鎮痛効果の高いフェンタニルクエン酸塩含有の経皮吸収型持続性疼痛治療剤「フェントス[®]テープ」、オキシブチニン塩酸塩含有の経皮吸収型過活動膀胱治療剤「ネオキシ[®]テープ」、エメガスチンフマル酸塩含有の経皮吸収型アレルギー性鼻炎治療剤「アレサガ[®]テープ」などの適正使用促進活動に努めました。

2021年5月には、非ステロイド性抗炎症薬(NSAIDs)を含有する経皮吸収型製剤として、本邦初のがん疼痛治療剤となる経皮吸収型持続性がん疼痛治療剤「ジクトル[®]テープ」の販売を開始しました。さらに、2021年8月に腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群及び腱鞘炎への効能追加に関する承認事項一部変更承認申請を行いました。

次に、国内の一般用医薬品事業につきましては、経皮鎮痛消炎剤などの販売に加えて、新商品を投入し、店頭・デジタルマーケティングの双方を活用して新規顧客創造活動に努めました。

2021年8月には、当社従来品に比べサイズを縮小し、シッフ剤をティッシュの様に1枚ずつ取り出すことができる利便性の高い新パッケージを採用した「のびのび[®]サロンシッフ[®]フィット[®]10枚入」、同年9月には、機能性表示食品の「Hisamitsu[®]歩かんと[®]」、同年10月には、当社の貼り薬で使用している伸縮性不織布を採用した「貼り薬の不織布で作ったマスク」を新発売しました。同年10月には、健康食品を中心に通信販売を行っていた「Hisamitsu[®]いきいきOnline[®]」にて、医薬品の取扱いを開始しました。

また、2022年1月には鎮痛消炎プラスター剤「ら・サロンパス[®]」をリニューアル発売しました。今回のリニューアルではESG推進の一環として、従来のパッケージサイズを縮小し、紙の使用量を低減するとともに、薬袋の開封口を広げて使いやすくしております。

海外の一般用医薬品事業につきましては、販売促進活動に努め、米国のOTC医薬品（一般用医薬品）市場の鎮痛消炎貼付剤市場においてサロンパス[®]ブランドが販売額シェア1位（2021年1月から12月累計販売金額）を獲得しています（Information Resources, Inc.）。

また、ユーロモニター社より、「Salonpas[®]」がOTC医薬品（一般用医薬品）市場の鎮痛消炎貼付剤カテゴリーにおいて、5年連続で販売シェア世界No1ブランドの認定を受け、また、同カテゴリーにおいて「久光製薬」が4年連続で販売シェア世界No1企業の認定を受け、2021年5月18日に認定証を授与されました。

このような営業活動の結果、当社グループの当期の売上高は1,201億9千3百万円（前年同期比5.0%増、56億8千3百万円増）となり、当期の営業利益は93億3千7百万円（前年同期比12.5%減、13億3千4百万円減）、経常利益は126億3千8百万円（前年同期比6.8%増、8億8百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は96億5千8百万円（前年同期比4.4%増、4億7百万円増）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は47億2千9百万円であり、その主なものは鳥栖工場及び久光インドネシアの建物及び製造設備等です。

なお、資金調達の該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

国内の医療用医薬品事業につきましては、高齢化が急速に進展する中、後発品使用促進策の強化や長期収載品の薬価追加引き下げなど、今後も医療費抑制策は継続されることが予想されます。このような厳しい経営環境のもと、当社は、医療関係者への学術情報活動を一段と強化するとともに、医療関係者や患者さんのニーズに合致した新しい製剤の開発を目指します。また、営業、生産及び研究開発の機能を強化するとともに、収益の一層の向上を目指し、更なる成長に努めます。

国内の一般用医薬品事業につきましては、市場の低迷が長期化し企業間競争が激化する

中で、既存商品の売上伸長を図るとともに、お客様のニーズにお応えできるよう商品の改良及び新商品の開発を行います。

当社は、鳥栖工場で製造する一般用医薬品において、規格に適合しない原料（着色料）を使用し製造及び製造販売したことにより、2021年8月に佐賀県から医薬品医療機器等法違反に基づく行政処分を受けました。当社では今回の行政処分を重く受け止め、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまに心からお詫び申し上げますとともに、経営陣及び従業員一人ひとりが再発防止に誠心誠意努め、社会からの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

海外の事業展開につきましては、知的財産、製造技術及び品質管理技術を含めた当社ブランドの確立を図るとともに、海外生産工場の一層の充実と海外における臨床試験の強化を図ります。

特に、米国の医療用医薬品事業においては、ノーベン社を拠点とし、双方の得意な技術を融合させることで、研究開発の機能を高めるとともに製造を強化してまいります。

当社は、引き続き製薬企業としての使命と責任を自覚し、営業基盤の強化及び生産体制の拡充を図るとともに、研究開発につきましては、貼付剤に留まらない様々な新商品及びサービスの開発や、環境に配慮した商品開発及び商品改良に取り組めます。

当社グループは、医薬品などの創製・育薬・製造・販売を通じて「世界の人々のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）向上を目指す」を経営理念と定めています。また、当社は非連続的な変化に適応し、多様化するお客様のニーズに応えるべく企業使命を『「手当て」の文化を、世界へ。』と発展的に変更し、貼付剤に留まらず、様々な商品・サービスを通じて世界中の人々へ思いやりに溢れた「手当て」の文化を広げる活動を積極的に展開してまいります。2021年には、社会課題の解決及び当社が持続的な成長を遂げていくためのマテリアリティ（重要課題）を特定しました。マテリアリティへの取り組みを通じて、ESG（環境・社会・ガバナンス）及びSDGs（持続可能な開発目標）を推進することで、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(百万円)

	第117期 2019年2月期	第118期 2020年2月期	第119期 2021年2月期	第120期 2022年2月期 (当連結会計年度)
売上高	143,408	140,992	114,510	120,193
経常利益	24,647	25,628	11,829	12,638
親会社株主に帰属する当期純利益	19,204	18,694	9,250	9,658
1株当たり当期純利益(円)	230.08	227.58	113.22	118.92
総資産	295,786	307,401	299,861	302,858
純資産	248,629	250,746	253,809	254,885

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数に基づいて算出しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社に該当するものではありませんが、連結子会社20社があります。

なお、親会社に該当するものではありません。

子会社

国内

株式会社CRCCメディア（福岡県）
 佐賀シティビジョン株式会社（佐賀県）
 株式会社タイヨー（佐賀県）
 SAGA久光スプリングス株式会社(佐賀県)
 久光エージェンシー株式会社（福岡県）

海外

ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド（米国）
 ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド（米国）
 ノーベン ファーマシューティカルズ（米国）
 ヒサミツ ファルマセウティカ ド ブラジル リミターダ（ブラジル）
 ヒサミツ ユーケー リミテッド（英国）
 ヒサミツ イタリア S.r.l.（イタリア）
 ヒサミツ ベトナム ファーマシューティカル カンパニーリミテッド（ベトナム）
 久光製薬技術諮詢（北京）有限公司（中国）
 久光製薬（中国）有限公司（中国）
 久光製薬（香港）有限公司（中国）
 ヒサミツ ファーマシューティカル マレーシア Sdn.Bhd（マレーシア）
 P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア（インドネシア）
 他3社

(6) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

医薬品、医薬部外品、医療用具等の製造・販売及び輸出入、有線テレビ放送事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年2月28日現在)

本 社 九州本社 (佐賀県)、東京本社
支 店 札幌支店 (北海道)、仙台支店 (宮城県)、東京第一支店、東京第二支店、
名古屋支店 (愛知県)、大阪支店、広島支店、福岡支店、
台北支店 (台湾)、シンガポール支店、マニラ支店 (フィリピン)
営業所 金沢営業所 (石川県)、高松営業所 (香川県)
工 場 宇都宮工場 (栃木県)、鳥栖工場 (佐賀県)
研究所 筑波研究所 (茨城県)、鳥栖研究所 (佐賀県)

(8) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
2,784 (689)	+14

(注) 使用人数は、就業人員であり、使用人数 (外書) は当連結会計年度の臨時使用人の平均人員を記載しています。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	320 百万円
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	311
株 式 会 社 筑 邦 銀 行	269
株 式 会 社 福 岡 銀 行	239
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	150

2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 380,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 85,164,895株
 (自己株式5,398,400株を含む)
 (3) 株主数 9,437名
 (前期末比4,649名増)

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,368 ^{千株}	11.74 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,129	6.43
株式会社日本カストディ銀行 （りそな銀行再信託分・株式会社西日本シティ銀行退職給付信託口）	4,370	5.48
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱UFJ銀行口）	4,307	5.40
日本生命保険相互会社	3,910	4.90
株式会社福岡銀行	3,371	4.23
久光製薬取引先持株会	2,451	3.07
株式会社佐賀銀行	2,356	2.95
株式会社SMB信託銀行 （株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,064	2.59
株式会社ティ・ケー・ワイ	1,836	2.30

(注) 持株比率は自己株式（5,398,400株）を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

名称	発行決議の日	新株予約権の数	保有者数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額(1株あたり)	行使価額(1株あたり)	権利行使期間
久光製薬株式会社 第1回新株予約権	2015年 7月10日	152個	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名	当社 普通株式 15,200株	3,796円	1円	2015年7月28日 から 2065年7月27日
久光製薬株式会社 第2回新株予約権	2016年 7月8日	52個	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名	当社 普通株式 5,200株	5,033円	1円	2016年7月26日 から 2066年7月25日
久光製薬株式会社 第3回新株予約権	2017年 7月7日	71個	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名	当社 普通株式 7,100株	4,464円	1円	2017年7月26日 から 2067年7月25日
久光製薬株式会社 第4回新株予約権	2018年 7月6日	42個	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名	当社 普通株式 4,200株	7,329円	1円	2018年7月25日 から 2068年7月24日
久光製薬株式会社 第5回新株予約権	2019年 7月10日	124個	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名	当社 普通株式 12,400株	3,524円	1円	2019年7月27日 から 2069年7月26日
久光製薬株式会社 第6回新株予約権	2020年 7月9日	88個	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名	当社 普通株式 8,800株	3,997円	1円	2020年7月29日 から 2070年7月28日
久光製薬株式会社 第7回新株予約権	2021年 7月8日	88個	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名	当社 普通株式 8,800株	4,368円	1円	2021年7月27日 から 2071年7月26日

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株です。

2. 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、当該新株予約権者の保有する新株予約権全部が、相続人のうち、配偶者、子、父母又は兄弟姉妹のうちの1人に相続される場合に限り（以下、当該相続人を「承継者」という）、承継者は新株予約権を行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ④新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）のすべてを一括して行使しなければならない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年2月28日現在）

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長		中 富 一 榮
専務取締役 執行役員	人事・研究開発管掌	杉 山 耕 介
常務取締役 執行役員	BU本部長 兼 企業戦略担当 兼 広報・IR担当 兼 サステナビリティ推進担当 兼 ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド取締役社長 兼 祐徳薬品工業(株)取締役 (非常勤)	高 尾 信 一 郎
取 締 役 執行役員	国際事業部長 兼 ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド取締役会長 兼 久光製薬技術諮詢 (北京) 有限公司董事長 兼 久光製薬 (中国) 有限公司董事長 兼 久光製薬 (香港) 有限公司董事長 兼 ヒサミツ ファーマシューティカル マレーシア Sdn.Bhd.取締役会長 兼 ヒサミツ イタリア S.r.l.取締役会長 兼 P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア取締役	齋 藤 久
取 締 役 執行役員	法務部長 兼 生産環境担当 兼 信頼性保証担当 兼 コンプライアンス担当 兼 SAGA久光スプリングス(株)取締役 (非常勤) 兼 祐徳薬品工業(株)取締役 (非常勤)	堤 信 夫
取 締 役 執行役員	内部統制担当 兼 国内子会社担当 兼 久光-サノフィ(株)社外監査役 (非常勤)	村 山 進 一
取 締 役		市 川 伊 三 夫
取 締 役		古 川 貞 二 郎
取 締 役	慶應義塾学事顧問 兼 公益財団法人中富健康科学振興財団理事 兼 公益社団法人全国大学体育連合会長 兼 慶應義塾大学名誉教授 兼 一般財団法人交詢社理事長 兼 独立行政法人日本学術振興会顧問 兼 公益財団法人東京財団政策研究所常務理事 兼 研究所長	安 西 祐 一 郎
取 締 役	松尾建設(株)代表取締役社長 兼 (株)サガテレビ社外取締役 兼 (株)エフエム佐賀社外取締役 兼 佐賀宇部コンクリート(株)社外取締役 兼 一般財団法人佐賀県建設業協会会長 兼 西日本建設業保証(株)社外取締役	松 尾 哲 吾
監 査 役	常勤	中 富 舒 行
監 査 役	常勤	平 野 宗 彦
監 査 役	YKK(株)社外取締役 兼 慶應義塾大学名誉教授 兼 中部大学名誉教授	小 野 桂 之 介
監 査 役		徳 永 哲 男

- (注) 1. 取締役 市川 伊三夫、古川 貞二郎、安西 祐一郎、松尾 哲吾の4氏は、社外取締役です。なお、4氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
2. 監査役 小野 桂之介、徳永 哲男の両氏は、社外監査役です。なお、両氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
3. 重要な兼職の状況について
- (1)常務取締役 高尾 信一郎氏が、取締役社長を兼務しておりますヒサミツ ユーエス インコーポレイテッドは当社連結子会社です。
- (2)取締役 齋藤 久氏が、取締役会長を兼務しておりますヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド、董事長を兼務しております久光製薬技術諮詢 (北京) 有限公司、董事長を兼務しております久光製薬 (中国) 有限公司、董事長を兼務しております久光製薬 (香港) 有限公司、取締役会長を兼務しておりますヒサミツ ファーマシューティカル マレーシア Sdn.Bhd.、取締役会長を兼務しておりますヒサミツ イタリア S.r.l.、取締役を兼務しておりますP.T.ヒサミツ ファルマ インドネシアは当社連結子会社です。

4. 当期中の役員の変動
取締役 鶴田敏明氏は2021年5月27日開催の第119回定時株主総会終結のときをもって任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担する事になる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補する事としております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由を設定し、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び国内、海外グループ会社の取締役・監査役及び執行役員、管理職従業員等です。保険料は当社が全額負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模および従業員規模、関連する業種に属する企業等を参考とした報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行うこととしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝50%：30%：20%（業績指標を100%達成の場合）としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年5月25日であり、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内とすることについて承認をいただいております。（当該決議当時の取締役の員数は8名。）また、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年5月21日であり、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内とすることについて承認をいただいております。（当該決議当時の付与対象となる取締役の員数は社外取締役を除く10名。）

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年5月25日であり、年額100百万円以内とすることについて承認をいただいています。(当該決議当時の監査役の員数は4名。)

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長の中富一榮がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当分野の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や経営内容等を最も熟知しており、個々の取締役の担当業務の評価を総合的に行うのに代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしておりますので、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	221 (32)	134 (32)	49 (-)	38 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	57 (15)	57 (15)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	279 (47)	191 (47)	49 (-)	38 (-)	15 (6)

- (注) 1. 当事業年度末日時点における在籍人員は、取締役10名、監査役4名であります。
2. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬とし、事業年度毎の業績目標達成度等に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。
3. 非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものとしております。当該ストックオプションの内容及びその交付状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等の関係社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	市川伊三夫	当期開催の取締役会9回のうち9回に出席し、議案審議等に際し、上場会社の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
取締役	古川貞二郎	当期開催の取締役会9回のうち9回に出席し、議案審議等に際し、厚生省の要職を歴任した経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
取締役	安西祐一郎	当期開催の取締役会9回のうち9回に出席し、議案審議等に際し、大学の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
取締役	松尾哲吾	当期開催の取締役会9回のうち9回に出席し、議案審議等に際し、建設会社の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
監査役	小野桂之介	当期開催の取締役会9回のうち9回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち6回に出席し、議案審議等に際し、経営学の専門家の立場から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
監査役	徳永哲男	当期開催の取締役会9回のうち8回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち5回に出席し、議案審議等に際し、上場会社の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	50百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	82百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会が、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果であります。監査役会は、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等につき、同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
3. 当社及び一部を除く当社の海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、監査証明業務及び非監査業務（税務アドバイザー業務等）に基づく報酬を支払っています。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務（非監査業務）であるデューデリジェンス支援業務等を委託しています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり採っています。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、営業秘密管理規定その他文書に関する社内規定に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録その他保存が必要とされる文書について、それぞれ保存を必要とする間、関連資料とともに閲覧可能な状態を維持する体制を構築する。

②損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の事業推進に伴う損失の危険の管理については、危機管理マニュアルに基づき、危機の発生を未然に防ぎ又は発生した際の対応などの危機管理体制を構築するとともに、担当又は管掌の取締役及び執行役員が担当又は管掌する部署ごとの危機管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

また、これに加えて、内部監査室が部署ごとの危機管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

成果目標制度に基づき、取締役及び従業員が共有する全体的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成のため取締役及び従業員の権限を明確化する裁決規定等に基づき各取締役・執行役員・従業員が業務を執行する。

また、社内イントラネット、ERPシステム等、ITを活用したシステムによりデータ化することで、社内規定や業務連絡を即時に連絡できる体制又は定期的にその結果をレビューしダブルチェックを促進する体制を採り、効率化を阻害する要因を排除又は低減するよう改善に努めることにより目標達成の確度を高め、当社及び当社グループ全体の業務の効率化を実現するように努める。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、高い倫理・道徳観に基づきその職務を遂行するため「久光企業憲章」を制定し、これを遵守する。また、その徹底を図るため、「久光企業憲章」の小冊子を役員及び従業員に配布し、定期的に啓蒙・教育を行うとともに、コンプライアンス推進担当の取締役を室長とするコンプライアンス推進室を設置し、当社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、また、同推進室及び各事業所・部門に設置するコンプライアンスの部門推進リーダーを中心として役職員教育等を行う。

法令上疑義のある行動について従業員が直接情報提供を行う手段として「久光ほっとライン」を設置する。

内部監査室は、コンプライアンス推進室と連携し、当社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告される。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社に対して、「久光企業憲章」と同様のコンプライアンスに関する規定の作成・遵守を求め、当社グループの取締役・従業員が一体となった遵法意識の醸成に努める。

「海外及び国内グループ法人運営マニュアル」の遵守、子会社社長会議での報告及び当社監査役による子会社監査等を通じて、個々の子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社監査役間の意見交換等を通じて、情報の共有化に努める。

当社取締役、執行役員、部門長及び当社グループ各社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

⑥業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門長及び担当又は管掌の取締役に報告し、内部監査室は必要に応じて、内部統制の改善策の指導及び実施の支援・助言を行う。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、取締役会と監査役との間で協議し、監査役の同意を得たうえで取締役会は補助従業員を選任することとし、選任された補助従業員は監査役の職務を補助する。

内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

⑧監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役よりその業務に関して補助することを求められた従業員は、その業務に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び各部門長は、監査役会に対して、法定の事項に加えて、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の体制における通報状況及びその内容を速やかに報告する。

従業員は、重大な法令違反、定款違反、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、監査役に直接報告することができる。また、当該制度に基づき監査役への報告をしたことを理由とした不利な取り扱いを受けない事を、当該制度上、保障される。

監査役職務の執行について生ずる費用については、あらかじめ当社の予算に計上したうえで、当社の負担により適切にこれを処理する。

⑩その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、各業務担当取締役、執行役員、部門長及び重要な従業員からの個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士等の外部専門家に相談、依頼することができる。

(注) 1. 事業報告の記載金額には、消費税等は含まれていません。
2. 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	200,176	流動負債	32,160
現金及び預金	129,290	支払手形及び買掛金	7,533
受取手形及び売掛金	38,505	電子記録債権	5,692
有価証券	13,141	短期借入金	1,071
商品及び製品	8,919	リース債権	301
仕掛品	438	未払金	6,685
原材料及び貯蔵品	7,055	未払法人税等	2,938
その他の	3,219	返品調整引当金	135
貸倒引当金	△393	賞与引当金	1,363
		その他の	6,437
固定資産	102,681	固定負債	15,812
有形固定資産	39,069	長期借入金	219
建物及び構築物	13,905	リース債権	869
機械装置及び運搬具	6,272	再評価に係る繰延税金負債	1,801
工具、器具及び備品	2,140	退職給付に係る負債	8,216
土地	11,956	繰延税金負債	2,369
リース資産	1,147	その他の	2,335
建設仮勘定	3,646	負債合計	47,972
無形固定資産	1,326	(純資産の部)	
販売権	442	株主資本	227,495
ソフトウェア	156	資本金	8,473
その他の	726	資本剰余金	2,356
投資その他の資産	62,286	利益剰余金	236,192
投資有価証券	52,519	自己株式	△19,527
退職給付に係る資産	5,112	その他の包括利益累計額	25,419
繰延税金資産	1,153	その他有価証券評価差額金	15,070
その他の	3,714	土地再評価差額金	3,641
貸倒引当金	△214	為替換算調整勘定	5,633
		退職給付に係る調整累計額	1,073
		新株予約権	254
		非支配株主持分	1,717
		純資産合計	254,885
資産合計	302,858	負債純資産合計	302,858

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		120,193
売上原価		50,126
売上総利益		70,067
販売費及び一般管理費		60,730
営業利益		9,337
営業外収益		
受取利息	153	
受取配当金	905	
為替差益	1,276	
持分法による投資利益	569	
その他	548	3,453
営業外費用		
支払利息	20	
操業休止関連費用	77	
その他	54	152
経常利益		12,638
特別利益		
固定資産処分益	7	
投資有価証券売却益	653	660
特別損失		
固定資産処分損失	62	
販売中止に伴う損失	279	342
税金等調整前当期純利益		12,956
法人税、住民税及び事業税	3,727	
法人税等調整額	△633	3,093
当期純利益		9,862
非支配株主に帰属する当期純利益		204
親会社株主に帰属する当期純利益		9,658

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,473	2,352	233,376	△11,495	232,707
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,847		△6,847
親会社株主に帰属する当期純利益			9,658		9,658
土地再評価差額金の取崩			6		6
自 己 株 式 の 取 得				△8,044	△8,044
自 己 株 式 の 処 分		3		13	16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	3	2,816	△8,031	△5,212
当 期 末 残 高	8,473	2,356	236,192	△19,527	227,495

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	16,165	3,790	△1,173	575	19,359	232	1,510	253,809
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△6,847
親会社株主に帰属する当期純利益								9,658
土地再評価差額金の取崩								6
自 己 株 式 の 取 得								△8,044
自 己 株 式 の 処 分								16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,095	△149	6,807	498	6,060	21	206	6,288
当 期 変 動 額 合 計	△1,095	△149	6,807	498	6,060	21	206	1,076
当 期 末 残 高	15,070	3,641	5,633	1,073	25,419	254	1,717	254,885

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

株式会社CRCCメディア、佐賀シティビジョン株式会社、株式会社タイヨー、SAGA久光スプリングス株式会社、久光エージェンシー株式会社、ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド、ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド、ノーベン ファーマシューティカルス、ヒサミツ ファルマセウティカ ド ブラジル リミターダ、ヒサミツ ユーケー リミテッド、ヒサミツ イタリア S.r.l.、ヒサミツ ベトナム ファーマシューティカルカンパニーリミテッド、久光製薬技術諮詢（北京）有限公司、久光製薬（中国）有限公司、久光製薬（香港）有限公司、ヒサミツ ファーマシューティカル マレーシア Sdn.Bhd.、P.T. ヒサミツ ファルマ インドネシア 他3社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社

久光ーサノフィ株式会社

祐徳薬品工業株式会社

丸東産業株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社15社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヵ月を超えないので、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しています。なお、当該子会社の決算日と連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 満期保有目的の債券

償却原価法によっています。

ロ その他有価証券

a) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。

b) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品
主として総平均法による原価法によっています。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
- イ 当社及び国内連結子会社
主として定率法によっています。
- ロ 在外連結子会社
主として定額法によっています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用
定額法によっています。
また、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しています。
- イ 一般債権
貸倒実績率によっています。
- ロ 貸倒懸念債権及び破産更生債権等
財務内容評価法によっています。
- ② 返品調整引当金
当社は期末日後の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づいて限度相当額を計上しています。
- ③ 賞与引当金
当社及び一部の子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めています。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しています。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付とする方法を用いた簡便法を適用しています。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

会計方針の変更

（米国財務会計基準審議会会計基準編纂所（A S C）第842号「リース」の適用）

米国会計基準を採用している海外関係会社において、A S C第842号「リース」を、当連結会計年度より適用しています。

これにより、借手のリース取引については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。

当該会計基準の適用に伴い、当連結会計年度の期首において、有形固定資産の「リース資産」が1,018百万円、流動負債の「リース債務」が210百万円、固定負債の「リース債務」が806百万円増加しています。

なお、当連結会計年度において、連結損益計算書に与える影響は軽微です。

追加情報

（新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に関する会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う入国制限やイベントの自粛等による経済活動の停滞や、世界的な物流網の混乱の影響による物流費高騰等により、営業収益等の減少の影響を受けています。

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の収束時期等を正確に予測することは依然として困難な状況にあります。ワクチン接種が進行すること等による各地域での感染拡大の収束、経済活動再開に伴い当社グループの需要は徐々に回復していくものと想定しています。

固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性については、上記の想定のもと新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して見積り及び判断を行っています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 80,361百万円
2. 担保提供資産の状況は以下のとおりです。
- (提供資産)
- | | | |
|-----------|--------|--------|
| 建物及び構築物 | 497百万円 | (帳簿価額) |
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円 | (//) |
| 工具、器具及び備品 | 0百万円 | (//) |
| 土地 | 59百万円 | (//) |
| 計 | 556百万円 | (//) |
- 上記のうち工場財団抵当に供している資産
- | | | |
|-----------|--------|--------|
| 建物及び構築物 | 478百万円 | (帳簿価額) |
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円 | (//) |
| 工具、器具及び備品 | 0百万円 | (//) |
| 計 | 478百万円 | (//) |
- (上記資産に対する債務)
- | | |
|-------|--------|
| 短期借入金 | 49百万円 |
| 長期借入金 | 152百万円 |
| 計 | 201百万円 |
- 上記資産のうち工場財団抵当に供している債務
- | | |
|-------|--------|
| 短期借入金 | 44百万円 |
| 長期借入金 | 137百万円 |
| 計 | 181百万円 |
3. 国庫補助金等による圧縮記帳額は、5,850百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しています。
4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
- 再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しています。
- 再評価を行った年月日 2001年2月28日
- 同法律第10条に定める、再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は2,417百万円です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	85,164,895	—	—	85,164,895
合計(株)	85,164,895	—	—	85,164,895
自己株式				
普通株式(株)	3,430,483	2,000,701	3,900	5,427,284
合計(株)	3,430,483	2,000,701	3,900	5,427,284

(注) 自己株式(普通株式)の増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加	403株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	2,000,000株
持分法適用会社を取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分	298株
新株予約権の行使による減少	3,900株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月27日 定時株主総会	普通株式	3,413	41.75	2021年2月28日	2021年5月28日
2021年10月14日 取締役会	普通株式	3,434	42.00	2021年8月31日	2021年11月11日

3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年5月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定しています。

株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	3,350	42.00	2022年2月28日	2022年5月27日

4. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 61,700株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金は銀行借入や社債発行等により調達します。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。デリバティブ取引については、全て実需の範囲内で行い、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、当該リスクについては顧客の経営状況及び与信状況を定期的に確認することにより管理しています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクについては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して、取引先企業との関係を勘案のうえ保有状況を継続的に見直しています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日です。借入金は、主に企業買収や設備投資に要した資金の調達を目的としたものです。営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成する等して管理しています。

デリバティブ取引については、取引の重要度に応じて取締役会決議または財務部長決裁を経て財務部で契約し、その内容は適宜取締役会に報告することになっています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません。(注)2を参照ください)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	129,290	129,290	—
(2) 受取手形及び売掛金	38,505	38,505	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,825	4,824	△0
その他有価証券	52,910	52,910	—
関係会社株式	2,981	1,250	△1,730
資産計	228,513	226,782	△1,731
(1) 支払手形及び買掛金	7,533	7,533	—
(2) 電子記録債務	5,692	5,692	—
(3) 短期借入金	1,000	1,000	—
(4) 未払金	6,685	6,685	—
(5) 未払法人税等	2,938	2,938	—
(6) 長期借入金 (※)	290	290	—
負債計	24,141	24,141	—
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引先の金融機関等から提示された価格によっています。MMF等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4,943

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めていません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	129,290	—	—	—
受取手形及び売掛金	38,505	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,825	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	5,000	—	—	—
合計	177,621	—	—	—

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	71	219	0	—
合計	71	219	0	—

有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	230	230	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	4,595	4,594	△0
合計	4,825	4,824	△0

2. その他有価証券

区分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの)			
① 株式	40,223	18,465	21,758
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	40,223	18,465	21,758
(連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの)			
① 株式	4,241	5,133	△892
② 債券	—	—	—
③ その他	8,445	8,445	—
小計	12,687	13,579	△892
合計	52,910	32,044	20,865

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,171円83銭
2. 1株当たり当期純利益	118円92銭

重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	129,305	流動負債	20,050
現金及び預金	79,951	電子記録債権	5,662
受取手形	952	買掛金	3,328
売掛金	31,389	リース負債	26
有価証券	5,019	未払費用	6,369
商品及び製品	5,928	未払法人税等	211
仕掛品	130	未払消費税当	2,557
原材料及び貯蔵品	5,042	返品調整引当	135
前払費用	554	与引当	1,022
関係会社短期貸付金	254	その他	734
貸倒引当金	422		
	△340	固定負債	11,924
固定資産	125,024	リース負債	32
有形固定資産	24,525	再評価に係る繰延税金負債	1,801
建物	7,013	退職給付引当金	7,825
構築物	420	繰延税金負債	2,038
機械及び装置	3,298	その他	226
車両運搬具	3	負債合計	31,975
工具、器具及び備品	1,870		
土地	10,584	(純資産の部)	
リース資産	56	株主資本	203,618
建設仮勘定	1,277	資本金	8,473
無形固定資産	452	資本剰余金	2,201
販売権	442	資本準備金	2,118
その他	9	その他資本剰余金	83
投資その他の資産	100,047	利益剰余金	212,429
投資有価証券	45,458	その他利益剰余金	212,429
関係会社株	45,203	別途積立金	201,000
出資	0	繰越利益剰余金	11,429
関係会社出資金	2,268	自己株式	△19,487
従業員に対する長期貸付金	16	評価・換算差額等	18,483
関係会社長期貸付金	2,070	その他有価証券評価差額金	14,841
長期前払費用	56	土地再評価差額金	3,641
前払年金費用	3,545	新株予約権	254
その他の	2,112	純資産合計	222,355
貸倒引当金	△685		
資産合計	254,330	負債及び純資産合計	254,330

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		90,585
売上原価		37,893
売上総利益		52,692
販売費及び一般管理費		44,077
営業利益		8,615
営業外収益		
受取利息	57	
受取配当金	1,328	
為替差益	900	
その他	245	2,531
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	523	
その他	15	538
経常利益		10,608
特別利益		
固定資産処分益	7	
投資有価証券売却益	653	660
特別損失		
固定資産処分損	51	
関係会社出資金評価損	999	
販売中止に伴う損失	279	1,331
税引前当期純利益		9,936
法人税、住民税及び事業税	3,394	
法人税等調整額	△627	2,767
当期純利益		7,169

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	8,473	2,118	79	2,198	200,000	12,102	212,102
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△6,847	△6,847
土地再評価差額金の取崩						6	6
当 期 純 利 益						7,169	7,169
別途積立金の積立					1,000	△1,000	—
自己株式の取得							
自己株式の処分			3	3			
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3	3	1,000	△672	327
当 期 末 残 高	8,473	2,118	83	2,201	201,000	11,429	212,429

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△11,457	211,317	15,907	3,790	19,698	232	231,247
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△6,847					△6,847
土地再評価差額金の取崩		6					6
当 期 純 利 益		7,169					7,169
別途積立金の積立		—					—
自己株式の取得	△8,043	△8,043					△8,043
自己株式の処分	13	16					16
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)		—	△1,065	△149	△1,214	21	△1,193
当 期 変 動 額 合 計	△8,030	△7,699	△1,065	△149	△1,214	21	△8,892
当 期 末 残 高	△19,487	203,618	14,841	3,641	18,483	254	222,355

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券は、償却原価法によっています。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法によっています。
- (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるものは、決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。
 - ② 時価のないものは、移動平均法による原価法によっています。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法によっています。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっています。
無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しています。
 - ① 一般債権は、貸倒実績率によっています。
 - ② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によっています。
- (2) 返品調整引当金
期末日後の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づいて限度相当額を計上しています。

- (3) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しています。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理しています。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
6. 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しています。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（関係会社投資の評価）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	45,203百万円
関係会社出資金	2,268百万円
関係会社株式評価損	999百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び、関係会社出資金の評価については、対象会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を計上しています。

関係会社株式及び関係会社出資金の評価損の認識の要否の検討に際しては、各関係会社の純資産額等の財務内容を使用しています。

当該見積りは、現時点における最善の見積りによって決定されていますが、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、関係会社の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

（関係会社金銭債権に係る貸倒引当金の評価）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動資産）	△340百万円
貸倒引当金（固定資産）	△685百万円

貸 倒 引 当 金 繰 入 額

523百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社金銭債権の評価については、債務者の財政状態、経営成績等に応じて、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の三つに区分した上で、貸倒懸念債権、破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

関係会社金銭債権の回収可能性の検討に際しては、各関係会社の純資産額等の財務内容を使用しています。

当該見積りは、現時点における最善の見積りによって決定されていますが、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、関係会社の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第13号2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う入国制限及びイベントの自粛等による経済活動の停滞や、世界的な物流網の混乱の影響による物流費高騰等により、営業収益等の減少の影響を受けています。

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の収束時期等を正確に予測することは依然として困難な状況にあります。ワクチン接種が進行する事等による各地域での感染拡大の収束、経済活動再開に伴い当社の需要は徐々に回復していくものと想定しています。

固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性については、上記の想定のもと新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して見積り及び判断を行っています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 64,830百万円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額は、177百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しています。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短	期	金	銭	債	権	7,492百万円
長	期	金	銭	債	権	180百万円
短	期	金	銭	債	務	1,978百万円
4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しています。

再評価を行った年月日

2001年2月28日

同法律第10条に定める、再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は2,417百万円です。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高：

売	上	高	12,719百万円
	仕	入	5,940百万円
	そ	の	9,560百万円
	他		
2. 関係会社との営業取引以外の取引高 475百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式

5,398,400株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	2,383百万円
役員退職慰労引当金(長期未払金)	64百万円
未払事業税	91百万円
貸倒引当金	312百万円
減価償却資産超過額	748百万円
会員権評価損	117百万円
投資有価証券評価損	515百万円
賞与引当金	311百万円
委託研究費	953百万円
その他	1,415百万円
繰延税金資産小計	6,914百万円
評価性引当額	△1,848百万円
繰延税金資産合計	5,065百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△1,079百万円
その他有価証券評価差額金	△6,024百万円
繰延税金負債合計	△7,103百万円
繰延税金負債の純額	△2,038百万円

関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 2,784円39銭
- 1 株当たり当期純利益 88円25銭

重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月7日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田島 祥朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永 英樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、久光製薬株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、久光製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年4月7日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田島 祥朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永 英樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、久光製薬株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(監査役会)

監査役会は、期首に定めた監査の方針、監査計画等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(監査役)

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、第120期監査の方針、監査計画等に従い取締役との協議、内部監査室その他の使用人等と意見交換を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(内部統制)

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務を適正に確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況並びにその執行状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(子会社の監査)

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の調査を行うとともに、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(会計監査人との連携)

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるほか、品質管理のシステムに対する外部レビュー検査の結果及び対応状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
尚、事業報告に掲載の通り、当社の薬機法違反につきましては、その後の対応につき適時臨時監査を行い担当部署より報告を受けております。今後も継続して監視検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月7日

久光製薬株式会社 監査役会

常勤監査役	中	富	舒	行	Ⓞ
常勤監査役	平	野	宗	彦	Ⓞ
社外監査役	小	野	桂之介		Ⓞ
社外監査役	徳	永	哲	男	Ⓞ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績、配当性向及び今後の経営諸施策などを総合的に勘案しつつ、株主の皆様への安定的な配当を考慮いたしまして、以下のとおり1株につき42円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金42円を加えた年間配当金は、1株につき前期の83.5円から84円となります。

また、当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元及び将来の事業展開に備えるため、財務体質の強化を図る必要があると考えており、以下のとおり10億円を、別途積立金に積み立てたいと存じます。

1. 剰余金の配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金42円 配当金支払総額3,350,192,790円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日（金曜日）

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。(変更案第14条第1項)
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。(変更案第14条第2項)
- (3) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 上記の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第3章 株主総会	第3章 株主総会 第14条(電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> ②当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第14条～第47条(条文省略)	第15条～第48条(現行どおり)
(新設)	(附則) 1. <u>変更案第14条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	<p>なか とみ かず ひで 中 富 一 榮 (1972年6月30日生)</p> <p>再任</p>	<p>1999年4月 当社入社 2007年2月 当社経営企画本部長 2007年5月 当社取締役執行役員 2009年5月 当社常務取締役執行役員 2011年5月 当社専務取締役執行役員 2014年5月 当社取締役副社長執行役員 2015年5月 当社代表取締役社長 現任</p>	240,242株	なし
<p><候補者とした理由> 経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2007年に当社取締役に就任し、2015年に代表取締役就任後は経営者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>				
2	<p>すぎ やま こう すけ 杉 山 耕 介 (1952年4月28日生)</p> <p>再任</p>	<p>1977年4月 当社入社 1999年5月 当社取締役 2010年2月 当社取締役執行役員 2012年7月 当社常務取締役執行役員 2014年5月 当社専務取締役執行役員 〔人事・研究開発管掌〕 現任</p>	13,000株	なし
<p><候補者とした理由> 人事部門における豊富な業務経験を有し、1999年に当社取締役就任後は人事をはじめ経営全般を管理・監督しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
3	さいとう きゆう 齋藤 久 (1963年6月10日生) 再任	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社執行役員 2013年5月 当社取締役執行役員 (国際事業部長 兼 ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド 取締役会長 兼 久光製薬 技術諮詢(北京)有限公司董事長 兼 久光製薬(中国)有限公司董事長 兼 久光製薬(香港)有限公司董事長 兼 ヒサミツ ファーマシューティカル マレーシア Sdn.Bhd 取締役会長 兼 ヒサミツ イタリア S.r.l. 取締役会長 兼 P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア 取締役) 現任	5,700株	なし
<候補者とした理由> 営業・経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2013年に当社取締役就任後は海外営業部門を管理・監督しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。				
4	つつみ のぶ お 堤 信夫 (1964年3月11日生) 再任	1988年4月 当社入社 2010年3月 当社執行役員 2014年5月 当社取締役執行役員 (法務部長 兼 生産環境担当 兼 信頼性保証担当 兼 コンプライアンス担当 兼 SAGA久光スプリングス(株) 取締役(非常勤) 兼 祐徳薬品工業(株)取締役 (非常勤)) 現任	4,200株	なし
<候補者とした理由> 法務部門における豊富な業務経験を有し、2014年に当社取締役就任後は法務及びコンプライアンスについて高い専門性を持って管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
5	むら やま しん いち 村 山 進 一 (1967年10月16日生) 再任	1991年3月 当社入社 2012年3月 当社執行役員 2014年5月 当社取締役執行役員 [内部統制担当 兼 国内子会社担当 兼 久光-サノフィ(株)社外監査役 (非常勤)] 現任	5,000株	なし
	<候補者とした理由> 営業・経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2014年に当社取締役就任後は 会長室長を始め経営全般の管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任で あると判断し、取締役候補者としております。			
6	たき やま こう じ 瀧 山 浩 二 (1971年10月31日生) 新任	1994年4月 当社入社 2017年5月 当社執行役員 2021年5月 当社上席執行役員 [社長室室長 兼 DX担当] 現任	0株	なし
	<候補者とした理由> 営業部門における豊富な業務経験を有し、また当社グループ会社の経営に携わってき た経験を有していることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者 としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
7	いちかわ いさお 市川伊三夫 (1928年1月10日生) <u>再任</u> <u>社外</u> <u>独立</u>	1986年6月 ㈱三菱銀行代表取締役専務 1989年6月 ㈱二コシ代表取締役副社長 1993年6月 同 代表取締役副会長 2001年10月 学校法人 慶應義塾財務顧問 2004年4月 国立大学法人 東京学芸大学 理事 2004年5月 当社社外監査役 2008年1月 東京都公益認定等審議会委員 2015年5月 当社社外取締役 現任	2,000株	なし
<候補者とした理由及び期待される役割の概要> 上場会社の代表取締役として経営全般にわたる豊富な経験と見識を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。				
8	ふるかわ ていじろう 古川貞二郎 (1934年9月11日生) <u>再任</u> <u>社外</u> <u>独立</u>	1960年1月 厚生省入省 1986年6月 内閣官房首席内閣参事官 1989年6月 厚生省児童家庭局長 1993年6月 厚生事務次官 1995年2月 内閣官房副長官 2003年9月 内閣官房副長官退任 2005年7月 社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会 理事長 2015年4月 社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会 会長 2015年5月 当社社外取締役 現任	500株	なし
<候補者とした理由及び期待される役割の概要> 厚生省において要職を歴任され、当社の事業分野に対する高い見識を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
9	<p style="text-align: center;">あん ざい ゆういちろう 安 西 祐一郎 (1946年8月29日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1988年4月 慶應義塾大学理工学部・同大学院理工学研究科教授</p> <p>1993年10月 慶應義塾大学理工学部長・同大学院理工学研究科委員長</p> <p>2001年5月 慶應義塾長(学校法人慶應義塾理事長兼大学長)</p> <p>2009年5月 慶應義塾学事顧問 現任</p> <p>2010年4月 公益財団法人中富健康科学振興財団理事 現任</p> <p>2011年6月 公益社団法人全国大学体育連合会長 現任</p> <p>2011年10月 独立行政法人日本学術振興会理事長</p> <p>2012年4月 慶應義塾大学名誉教授 現任</p> <p>2018年2月 一般財団法人交詢社理事長 現任</p> <p>2018年4月 独立行政法人日本学術振興会顧問 現任</p> <p>2018年4月 独立行政法人日本学術振興会学術情報分析センター長</p> <p>2020年5月 当社社外取締役 現任</p> <p>2020年7月 公益財団法人東京財団政策研究所常務理事</p> <p>2020年12月 公益財団法人東京財団政策研究所常務理事兼 研究所長 現任</p>	100株	なし
<p><候補者とした理由及び期待される役割の概要></p> <p>長年にわたり大学の経営者としての幅広い知識・経験を有されており、当社の経営に対する的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
10	まつ お てつ ご 松尾 哲 吾 (1972年1月1日生) 再任 社外 独立	2001年4月 松尾建設(株)入社 2005年6月 松尾建設(株)常務取締役 2006年6月 松尾建設(株)代表取締役社長 現任 2010年6月 (株)サガテレビ社外取締役 現任 2012年6月 (株)エフエム佐賀社外取締役 現任 2013年6月 佐賀宇部コンクリート(株) 社外取締役 現任 2016年5月 一般財団法人佐賀県 建設業協会会長 現任 2019年6月 西日本建設業保証(株) 社外取締役 現任 2020年5月 当社社外取締役 現任	600株	なし
<p><候補者とした理由及び期待される役割の概要> 建設会社の代表取締役として経営全般にわたる豊富な経験と見識を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>				

- (注) 1. 市川伊三夫、古川貞二郎、安西祐一郎、松尾哲吾の4氏は、社外取締役候補者です。
2. 社外取締役候補者である市川伊三夫、古川貞二郎、安西祐一郎、松尾哲吾の4氏は、東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出ています。
3. 当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、市川伊三夫、古川貞二郎の両氏は7年間、安西祐一郎、松尾哲吾の両氏は2年間です。
4. 当社は、市川伊三夫氏、古川貞二郎氏、安西祐一郎氏及び松尾哲吾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合には、4氏の間において、同契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。同保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補する事としております。

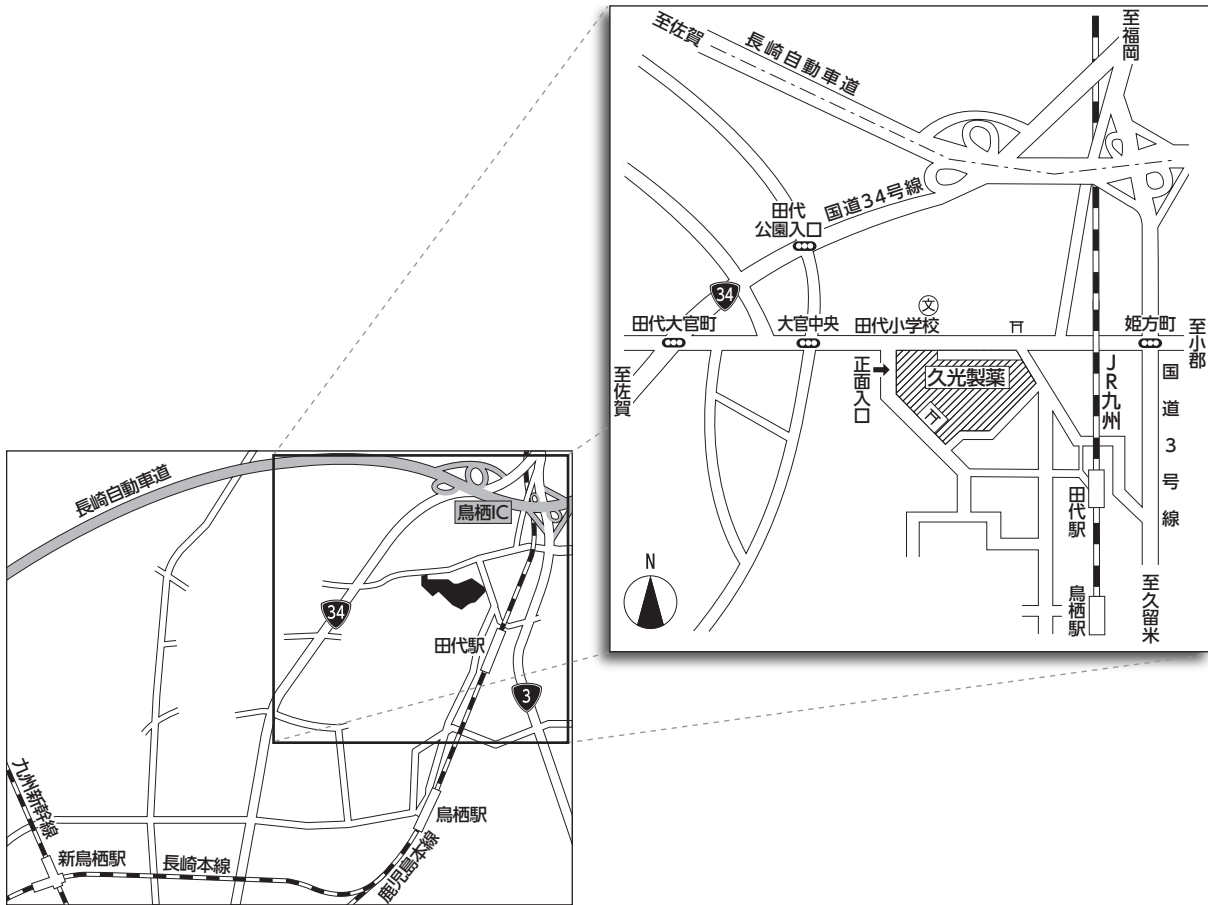
(ご参考)

当社の取締役会は、会社法及び当社定款に定める人数の範囲内において、社外取締役を複数人選任し、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と実効性を両立させる形で構成します。第3号議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役及び監査役の構成並びに経験と専門性は次のとおりとなります。

	氏名	企業経営	販売・マーケティング	グローバル・ビジネス	生産・研究開発	I T ・ DX	人事・人材育成	サステナビリティ・E S G	医療行政
取締役	中 富 一 榮	●	●	●	●				
	杉 山 耕 介	●		●	●		●		
	齋 藤 久	●	●	●					
	堤 信 夫				●			●	
	村 山 進 一	●		●					
	瀧 山 浩 二	●				●		●	
	市 川 伊 三 夫	●		●			●		
	古 川 貞 二 郎						●		●
	安 西 祐 一 郎	●			●	●	●		
	松 尾 哲 吾	●	●						
監査役	中 富 舒 行	●							
	平 野 宗 彦				●				
	小 野 桂 之 介	●			●		●	●	
	徳 永 哲 男	●					●	●	

以 上

株主総会会場ご案内図



- 西鉄小郡駅より車で10分
- J R九州鳥栖駅より車で5分
- J R九州田代駅より徒歩15分





環境への取り組みの原点は、「環境(eco)にいいこと始めよう!」
という一人ひとりの思いから。
久光製薬は環境活動のシンボルとして、
「HELLO! eco!」マークを策定し、
当社が定めるエコ基準をクリアした商品に順次表示してまいります。

 Hisamitsu.